第3次山梨県食の安全・安心推進計画に係る主な取り組み(令和5年度)

基本的事項	施策	取組事項	令和5年度の主な取り組み	関係課室
1 生産から消費の各段 階における食の安全 性の確保	(1)生産段階における安全性の確保 (第16条、24条)	①安全・安心な農林畜水産物を生産するための監視・指導の充実	〇 残留農薬、放射性物質等の検査(出荷前農産物、野生きのこ、流通食品)	農業技術課、畜産課 林業振興課 等
		②GAPや農場HACCP等の生産工程管理の普及・促進	○ GAP指導体制づくり、認知度向上のための研修会開催 ○ やまなしGAP等、GAP認証の推進 ○ 畜産農場におけるHACCP導入支援	農業技術課、畜産課
		③持続可能な農業生産に向けた取組の推進	○ 有機農業、減農薬減化学合成農薬栽培 ○ 4パーミル・イニシアチブ、アニマルウェルフェアの推進	農業技術課、畜産課
		④各種認証制度等の運用	〇 各種農産物認証制度の運用と消費者への浸透	果樹·6次産業振興課、 農業技術課、畜産課等
	(2)製造・加工・販売段階における安全性の 確保 (第17条)	①製造・加工・販売段階における監視・指導の強化	○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導○ 給食施設に対する巡回指導○ 給食施設従事者や保育士、栄養士等に対する研修の実施	衛生薬務課、健康増進 課、保健体育課
		②HACCPに沿った衛生管理体制の促進	〇食品衛生監視指導計画に基づき計画に基づき実施	衛生薬務課 等
	(3)消費段階における安全性の確保 (第19条)	①食の安全・安心に係る各種相談	○ 食品安全110番、関係機関等における危害情報の受付	衛生薬務課 県民生活安全課 等
	(4)健康被害の未然防止 (第26条~29条)	①県民からの危害情報等に基づく立入検査や措置勧告の実施	〇 必要に応じて対応	県民生活安全課 衛生薬務課 等
		②農林水産物の出荷制限の実施	〇 該当食品が確認された場合の速やかな実施	県民生活安全課
		③自主回収についての指導・相談対応	〇 国リコール制度創設への対応	衛生薬務課
	(5)適切な施策実施のための調査研究の推進	①食品衛生確保のための調査研究	〇 食品衛生監視指導計画に基づいて実施	衛生薬務課
	(第15条)	②安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究	〇 試験研究機関による栽培方法等の研究	農業技術課 食糧花き水産課 等
2 消費者の信頼に応え	(1)適正な食品表示の確保 (第20条)	①関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施	○ 食品の収去や買い上げ調査 ○ 関係機関と連携した食品表示合同調査	衛生薬務課 県民生活安全課
│ るための正確な情報 │ 提供の推進 │ │		②食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査の実施	〇 食品表示ウォッチャーからの疑義情報に基づく改善指導の徹底	県民生活安全課
		③原産地に関する情報提供の充実	〇 食品表示合同調査において、食品販売業者に対して制度の啓発及び指導	県民生活安全課
	(2)食の安全に関する情報の収集と提供の推進 (第19条、28条)	①生産者や事業者の履歴情報の記録・保存の促進	○ 農薬適正使用の啓発、技術指導○ 飼料の適正使用等の生産者への巡回指導、パンフレット等の配布○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	農業技術課、畜産課 衛生薬務課
		②各種トレーサビリティ制度の運用	〇 米トレーサビリティ制度の運用 〇 HPにおける県産牛肉情報の掲載 等	県民生活安全課 畜産課
		③食の安全に関する情報提供の推進	○ 食品安全110番、関係機関等における危害情報の受付○ 食の安全・安心の確保に関する情報の提供	県民生活安全課
3 生産者、事業者と消費 者の相互理解と信頼 関係の確立	(1)生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの 促進) (第22条)	①生産者・事業者と消費者との意見交換の促進	〇 食の安全・安心を語る会の開催(甲府市、消費者庁との連携)	県民生活安全課
	(2)消費者理解の推進 (第22条)	①食に関する学習機会の提供	○ ふるさと特産品フェア、フェスタまきばの開催○ 高校生のあぐり体験事業の実施○ 有機農業への理解促進	農政総務課、農業技術 課等
		②正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進	○ 食の安全・安心ポータルサイトや各種メディアを媒介した情報提供 ○ 食の安全・安心推進月間の啓発	県民生活安全課、衛生 薬務課

基本的事項	施策	取組事項	令和5年度の主な取り組み	関係課室
4 食の安全・安心確保のための体制整備	(第11条)	①食の安全に係る専門的な知識を有する人材の育成	○ 栄養士、調理師、食生活改善推進員、保育所職員等への研修会の実施 ○ 農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー認定講習会の開催	健康増進課 農業技術課 等
		②地域の活動主体となる人材の育成	〇 食育推進ボランティア養成講座の開催	県民生活安全課
	(2)国や関係者と連携した取組の推進 (第9条、12条、13条、30条~32条)	①国、市町村、団体等との連携等	○ 国と連携した食品表示合同調査の実施 ○ 研修会等を通じ情報交換・意見交換の実施	県民生活安全課等
		②危機管理体制の整備等	〇山梨県食の安全・食育推進本部	県民生活安全課
		③食の安全・安心に対して県民意見を反映できる体制整備	○ 食の安全・安心審議会の開催○ 県民からの施策提案の受付	県民生活安全課